

令和3年12月23日

保護者の皆さまへ

茨木市教育委員会

市立小中学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い

日頃は、本市の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、全国的に新型コロナウイルスの感染者数は一定範囲におさまっていますが、オミクロン株の世界的な流行により、今後、日本でも感染者の増加が懸念されています。

感染拡大を防止するため、冬季休業以降も引き続き、下記の内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。(10月1日付通知から変更点はありません)

また、各ご家庭におかれましては、毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する等ご配慮ください。

新型コロナウイルス感染拡大状況については、日々変化していくため、下記対応で変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。

記

【登校日ではない日に以下の場合は、すみやかに学校にお知らせください】

○児童生徒が陽性となった場合

【以下の場合は、登校しないでください】

欠席連絡時にどの場合に該当するのかをお伝えください。

いずれの場合においても、学校を休まれた場合は、欠席扱いとはなりません。

児童生徒本人または同居家族等が

○PCR 検査の結果、陽性の場合

○感染疑いのため PCR 検査を受検し、結果がでていない場合

○濃厚接触者に特定された場合

○体調不良(発熱、頭痛・鼻水・咳・のどの痛み等の風邪症状がある)の場合

ただし、

- ・濃厚接触者に特定された同居家族等が PCR 検査の結果、陰性となった場合
- ・児童生徒本人が療養解除となった場合 は登校可

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の
臨時休業の考え方について

市立小・中学校の臨時休業の実施については、学校における感染拡大の可能性を見極めながら、子どもの学びを保障していくため、令和3年8月27日付け文部科学省通知「学校で児童生徒等及び教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」により、次のとおり対応します。

学校内に感染者が確認された時の感染状況等		臨時休業範囲・期間
(1)	校内に感染拡大のリスクがないと判断できる場合 下記(2)(3)(4)以外の場合	臨時休業なし
(2)	校内に感染が拡大している可能性があり、①～④に該当する場合（ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。） ① 同一学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ② 1名の児童生徒等の感染が判明し、同一学級で未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③ 1名の児童生徒等の感染が判明し、同一学級で濃厚接触者が複数いる場合 ④ その他、教育委員会等で必要と判断した場合	学級閉鎖 当該学級のみ 5日間
	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	学年閉鎖 当該学年のみ 5日間
	複数の学年を閉鎖するなど、学校全体で感染が広がっている可能性が高い場合	学校全体の臨時休業 当該校のみ 5日間
(3)	特定区域内の複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、より広域に感染リスクが生じた場合	特定区域の学校の臨時休業
(4)	複数の特定区域において複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、学校を經由して市全体の感染拡大につながる恐れが高い場合	市内 全市立小中学校 一斉休業

ただし、上記に関わらず、市内や学校での感染状況に応じて、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲・期間を総合的に判断します。